

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書

我が国では、現在、こころの健康問題が深刻な事態となっている。

平成20年の精神科受診者は、国民の40人に1人に当たる323万人であり、自殺者は14年間連続で3万人を超え、先進諸国最大の自殺大国となっており、自殺の多くの背景には精神疾患がある。

こうした中、厚生労働省は、これまでがん、脳卒中、心臓病、糖尿病を4大疾病と位置づけて重点的に対策に取り組み続け、さらに、平成23年7月に精神疾患を加え、5大疾病とする方針を決めたが、こころの困難に対処すべき精神保健や医療政策は、重症化した精神疾患患者の入院医療中心になされ、こころの困難への啓発や予防などの精神保健、早期発見・早期治療は現状では十分とは言えない。

また、医療法においては、精神科の医師・看護師の配置基準は精神科特例により一般科に比べて低く、精神科医療現場では、過重労働、慢性的な人手不足により十分な治療がされていないのが現状である。

さらに、長期の精神疾患患者の家族は特に精神健康上の困難が多く、家族への精神疾患・治療についての情報提供や实际的・情緒的な支援が求められている。

よって、国会及び政府におかれては、5大疾病の時代に相応しく、精神保健改革、精神医療改革及び家族支援を軸とした「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を制定するよう当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月28日

藤 沢 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} あて